健／令04-04　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　令和４年９月１日

**＊　健　保　だ　よ　り　＊**

三菱瓦斯化学健康保険組合

　**社会保険の適用拡大に伴う**

**「健康保険の被扶養者削除手続きについて」**

令和４年１０月から「短時間労働者の社会保険の適用範囲」が拡大されます。

この改正に伴い、パート等をしている被扶養者が勤務先の社会保険に加入した場合は、

当健康保険組合の被扶養者の削除手続きが必要になりますのでお知らせします。

■令和４年１０月からの「社会保険適用範囲」変更点

従業員数　５０１名以上　⇒　１０１名以上

雇用期間　継続して１年以上　⇒　継続して２ヵ月を超える

下記の要件を全て満たすパートタイマー等の短時間労働者は、勤務先の健康保険や厚生年金など社会保険に加入（強制）することになります。

収入が認定基準内の被扶養者であっても、勤務先の健康保険に加入すると、当健康保険組合の被扶養者資格はなくなりますので、削除手続きをお願いします。

**令和４年１０月からの社会保険適用範囲**

・週の所定労働時間が２０時間以上

・月額賃金が８.８万円以上（年収１０６万円以上）

・２ヵ月を超える雇用の見込みがある

・学生でない

・従業員１０１名以上の事業所に勤務

　例）パート収入110万円の健康保険の被扶養者（妻　40歳）で、

　　　「社会保険適用範囲」の要件を全て満たしている

⇒ 収入は被扶養者の認定基準内(130万円未満)ですが、自分で社会保険（健康保険・厚生年金等）に加入することになり、夫の健康保険の被扶養者資格がなくなります。

■被扶養者削除手続き

（提出書類）「被扶養者（異動）届」正副２枚 ※健康保険証カードを必ず添付のこと

（削 除 日） 勤務先の健康保険資格取得年月日

（提 出 先） 各事業所担当者

以　上